

9 JA合併に伴う事業内容変更のお知らせ

購買・利用事業をご利用の組合員様へ重要なお知らせ

経済事業において、購買・利用事業をご利用の際、掛売にて処理されていました皆様方に重要な変更がございますので、ご案内いたします。

掛売処理とは、購入・利用代金を一定の基準で、決済日にまとめて指定口座より引き落としする処理のこと。また決済日に引き落とす金額のことを購買（利用）未収金という。

従来まで、購買未収金が決済日から遅延したとしても、状況に応じて未収供給を行っていましたが、新JAでは、「決済日から3ヶ月過ぎて延滞した場合、未収供給を停止して現金扱いとなること、延滞が解消されて未収供給再開申込みの基準に該当しなければ再開できない旨」の連絡を受けており、皆様にご案内しているところでございます。

新JA 購買未収金取扱要領抜粋

（未収供給の停止と再開）

第7条 決済月から3ヶ月を過ぎた場合、原則として未収供給を停止し現金供給とする。

それ未満のものに対しても、支払い能力に応じて現金供給となる場合もある。

②未収金供給停止の判断については、上記延滞期限を超過したものについて、過去の取引、延滞履歴、現在の経営状況を勘案し、職制規程の定めるところにより決裁を受ける。この際、延滞金の一部入金があった場合、未収供給を継続することができる。

③未収供給の再開については、組合員購買未収金取引再開申込みの提出により判断する。内容により稟議処理にて、未収供給を再開する。

上記内容をできるだけ簡単な表現でお伝えすると、初回決済日より3ヶ月以上延滞が発生した方については、現金で取引を行うこととなり、以前の扱いに再開する場合には一定の基準に該当しないと再開できないという内容です。

急な変更で組合員の皆様方へは、ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解をお願い致します。